

地域鉄道活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新潟県内の鉄道の利用拡大及び沿線地域の活性化を図るため、駅や駅周辺の活性化の取組等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる団体等（以下、「団体等」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 新潟県内の市町村
- 二 鉄道沿線市町村等で構成する新潟県内の鉄道関係団体
- 三 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者で、新潟県内に本社がある事業者
- 四 新潟県内の商工団体、観光団体、その他の団体

(交付基準等)

第3条 この補助金は、別表に掲げる基準等により交付するものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第8条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金に係る経理について、その収支状況を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでは、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することなく、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。
- (7) 取得財産等を前号の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (8) 取得財産等を前号の規定により処分するときは、補助金の全部又は一部を県に返納

させることがあること。

(交付申請書)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請書は、別記第 1 号様式のとおりとし、次の書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 (別紙 1)
- (2) 収支予算書 (別紙 2)
- (3) 市町村以外の場合、団体等の概要 (会則、構成員名簿、事業計画書、資金計画書等)
- (4) その他参考となる書類

(交付決定の通知)

第 6 条 知事は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、申請した団体等に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第 7 条 第 4 条第 1 号又は第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 8 条 第 4 条第 1 号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額が 30 パーセント以内の減額の変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 9 条 第 4 条第 3 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 3 号様式による事業中止 (廃止) 承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 10 条 第 4 条第 4 号の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難になった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知書を受理した日から起算して 14 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第 12 条 規則第 10 条の規定による報告は、知事が必要と認めて指示したときに、当該指

示に係る状況報告書を作成し、知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第 13 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 4 号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書(別紙 1)
- (2) 収支決算書(別紙 2)
- (3) その他参考となる書類

3 規則第 12 条の規定による実績報告書の提出の時期は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条の報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、当該団体等に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 15 条 知事は、前条の補助金の額の確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

附則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

地域鉄道活性化事業補助金
交付基準等

補助対象事業	第2条に掲げる団体等が行う事業で、次のいずれかに該当するもの。 (1) 駅の拠点化・利便性向上による賑わい創出事業 (2) 駅を中心としたアクセス改善事業
補助対象経費	(1) 駅の拠点化・利便性向上による賑わい創出事業 駅及び駅周辺施設を活用した、駅周辺の賑わいの創出につながる施設整備に要する経費 (取組例) ・ 駅及び駅周辺施設の空きスペース等を活用したコワーキングスペース、高校生等の学習スペース、カフェ等の賑わい施設の整備 ・ トイレの改修など、駅の利便性向上に資する取組 (2) 駅を中心としたアクセス改善事業 駅からの周遊や駅へのアクセス改善に資する施設整備に要する経費 (取組例) ・ シェアサイクルやパークアンドライド用駐車場の整備 ・ バスの乗換案内板の設置など、アクセス改善に資する取組
補助金交付額	各補助対象事業の補助基準額に次の補助率を乗じて得た金額 【補助率】 (1) 駅の拠点化・利便性向上による賑わい創出事業 1 / 2 (2) 駅を中心としたアクセス改善事業 1 / 2 【補助上限額】 (1) 駅の拠点化・利便性向上による賑わい創出事業 2,000 千円 (2) 駅を中心としたアクセス改善事業 2,000 千円

知事は、交付決定前にすでに実施されている事業であっても補助対象とすることができる。